髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 力
 内

 一丁目2番20号
 年
 日

 毎
 日
 日

 毎
 日
 日
 日

 ・
 中
 日
 日

 ・
 小
 日
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

 ・
 ・
 会
 日

目 次

告 示 ページ ○令和5年度准看護師試験の実施 (医療政策課) ○告示 (漁業災害補償法による区域及び 区分の定め及び告示の廃止) の一部改 正 (水産政策課) 1 ○告示(令和5管理年度における知事管 理漁獲可能量の定め(するめいか及び くろまぐろ)) の一部改正 (漁業管理課) ○高知県建設工事競争入札(高知県外に 主たる営業所を有する建設業者)参加 資格審査要綱の一部改正 (十木政策課) 高知県公安委員会告示 ○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 高知県選挙管理委員会告示 ○高知県議会議員補欠選挙における当選人の住所及び氏 〈10・24掲示〉 ○政治団体の設立の届出 ○政治団体の届出事項の異動の届出 ○政治団体の解散の届出 落札公告 ○落札者等の公告 (総務事務セ ンター)

高知県告示第682号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第18条の規定により、令和5年度准看護師試験を次のとおり行う。

令和5年10月27日

高知県知事 濵田 省司

- 1 試験の日時及び場所
- (1) 日時

令和6年2月14日(水)午後1時30分から

(2) 場所

高知市桟橋通二丁目1番53号 高知県立県民体育館

2 受験願書の提出期間

令和5年12月4日(月)から同月11日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。

なお、郵送による場合は、令和5年12月11日付けの消印のあるものまで受け付ける。

3 受験願書及び添付書類

受験者は、次に掲げる書類等を高知県健康政策部医療政策課に直接又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

- (1) 受験願書(県所定の様式によること。)
- (2) 履歴書(県所定の様式によること。)
- (3) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面には、撮影年月日及び氏名を記載すること。)
- (4) 修業(見込み)証明書又は卒業(見込み)証明書 修業見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者 は、令和6年3月8日(金)までに修業証明書又は卒業証 明書を提出すること。
- (5) 試験手数料 6,900円(受験願書に高知県収入証紙を貼り付けること。)

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合する ものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の 看護に関する学科を修めた者
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都 道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者
- (3) 法第21条第1号から第3号まで又は第5号の規定に該 当する者
- (4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師 免許を得た者のうち、法第21条第5号に該当しない者で、 厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当であると認 めたもの

5 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

6 合格発表

令和6年3月14日(木)午前9時に、合格者の受験番号を高知県庁1階玄関ロビー掲示板に掲示する。

また、高知県健康政策部医療政策課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

7 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和5年11月10日(金)までに高知県健康政策部医療政策課に申し出ること。申し出た者については、受

験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

高知県告示第683号

平成25年6月高知県告示第430号(漁業災害補償法による区域 及び区分の定め及び告示の廃止)の一部を次のように改正する。

令和5年10月27日

高知県知事 濵田 省司

表中「高知県志和・興津加入区」を「高知県志和・高知県興津加入区」に、「高知県窪津・清水加入区」を「高知県窪津・高知県清水加入区」に改め、表高知県下川口加入区の項中「サンゴ採取業」を「さんご漁業」に改める。

高知県告示第684号

令和5年3月高知県告示第161号(令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐろ))の一部を次のように改正する。

令和 5 年10月27日

高知県知事 濵田 省司

 $2 \, \mathcal{O}(1) \, \mathcal{O}$ ア中「8.6トン」を「8.597トン」に改め、 $2 \, \mathcal{O}(1)$ のイ中「4.4トン」を「3.997トン」に改め、 $2 \, \mathcal{O}(1)$ のウ中「21.1トン」を「21.465トン」に改め、 $2 \, \mathcal{O}(2)$ のア中「10.543トン」を「10.578トン」に改め、 $2 \, \mathcal{O}(2)$ のイ中「7.141トン」を「4.562トン」に改め、 $2 \, \mathcal{O}(2)$ のウ中「14.8トン」を「17.09トン」に改める。

3の(1)のイ中「0.758トン」を「0.051トン」に改め、3の(1)のウ中「0.2トン」を「0.495トン」に改め、3の(2)のア中「16.05トン」を「16.586トン」に改める。

高知県告示第685号

高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱(平成18年12月高知県告示第771号)の一部を次のように改正する。

令和5年10月27日

高知県知事 濵田 省司

第2条中「次条」を「第3条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による資格審査の手続)

- 第2条の2 資格審査(第8条の規定による会社の合併等による 入札参加資格の承継の審査及び第9条第1項の規定による入札 参加資格の再審査を除く。以下同じ。)は、高知県情報通信技 術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(令和3年高知 県規則第72号)第4条第1項に規定する電子情報処理組織で あって資格審査に係るもの(以下「高知県入札参加資格共同電 子申請システム」という。)を使用する方法により行うものと する。
- 2 この要綱に定めるもののほか、電子情報処理組織による資格 審査の手続について必要な事項は、高知県情報通信技術を活用

した行政の推進に関する条例(平成16年高知県条例第65号)及 び高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行 規則の定めるところによる。

第3条第1項及び第2項を次のように改める。

資格審査は、原則として2年ごとに実施するものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、当該年度以外においても実施することができる。

2 資格審査は、当該資格審査を申請する日(以下「申請日」という。)前の直近の10月1日を審査基準日として実施するものとする。

第3条第4項を次のように改める。

4 資格審査を申請しようとする者は、知事が別に定める高知県 建設工事競争入札参加資格審査申請書(県外建設業者)に記載 すべきこととされている事項を当該資格審査を申請しようとす る者の使用に係る電子計算機から高知県入札参加資格共同電子 申請システムに入力して申請を行わなければならない。

第3条第5項第2号中「審査基準日」を「審査基準日前」に、「8月末日」を「7月末日」に改め、同項第3号ただし書中「資格審査を申請する日」を「申請日」に改め、同条に次の1項を加える。

6 前各項に定めるもののほか、資格審査の申請について必要な 事項は、知事が別に定める申請要領の定めるところによる。

第4条第1項中「当該資格審査を申請する日」を「申請日」に、「及び翌々年度の」を「の4月1日から」に改め、同条第2項中「規定により」を「規定に基づき」に、「当該資格審査を申請する日」を「申請日」に、「翌年度の」を「翌年度の4月1日から」に改める。

第5条中「資格決定通知書」を「資格決定通知書に記載すべき こととされている事項を知事の使用に係る電子計算機に備えられ たファイルに記録し、高知県入札参加資格共同電子申請システム」に改める。

第6条中「変更届(様式は、任意とする。)を知事に提出しなければ」を「知事が別に定める高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届に記載すべきこととされている事項を当該変更の届出をしようとする者の使用に係る電子計算機から高知県入札参加資格共同電子申請システムに入力して知事に届け出なければ」に改める。

第7条第2号中「第3条第4項の高知県建設工事競争入札参加 資格審査申請要領(県外建設業者)」を「第3条第6項の申請要 領」に改める。

第9条第2項第1号中「高知県建設工事競争入札参加資格審査申請書(県外建設業者)」を「高知県建設工事競争入札参加資格再審査申請書(県外建設業者)」に改める。

附 則

この告示は、令和5年10月27日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第24号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条(規則第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査(以下「審査」と総称する。)を次のとおり実施する

令和5年10月27日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

- 1 審査の種類、期日及び場所
 - (1) 審査の種類

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

- ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免 許(以下「大型自動車免許等」という。)
- イ 普通自動車免許
- ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動 二輪車免許及び牽引免許(以下「特定第一種免許」とい う。)
- エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許(以下「大型自動車第二種免許等」という。)
- (2) 審査の期日

令和 6 年 1 月 9 日(火)から同月31日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地

高知県警察本部交通部運転免許センター

- 2 審査の申請手続に関する事項
- (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査 申請書(以下「審査申請書」という。)を高知県公安委員会 に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

- (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。
- (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習 指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の 資格者証を提示すること。

ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう

とする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資 格者証

- イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう とする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資 格者証
- ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう とする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資 格者証
- エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう とする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資 格者証
- オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう とする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資 格者証
- カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう とする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資 格者証
- 3 審査の実施に関する事項
- (1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大車等自許定免能を受ける。	技能検定員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
関する技能	自動車の運転技能 に関する観察及び 採点の技能	実技試験により行うもの とし、その合格基準は、95 パーセント以上の成績であ ること。
大車等自許定免能関型免渉車が一の定る	教則の内容となっている事項 自動車教習所に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格 基準は、論文式のものにあ っては85パーセント以上、 その他のものにあっては95 パーセント以上の成績であ ること。
関りの和	技能検定の実施に	面接試験又は論文式の筆

_.

	関する知識 自動車の運転技能 の評価方法に関す る知識	記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
大車免技に関 動種の定 は関する	技能検定員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験の方法に準じて 行うものとし、その合格基 準は、90パーセント以上の 成績であること。
技能	自動車の運転技能 に関する観察及び 採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型 車第 第 第 新 能 検 す に 関 調 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	旅客自動車運送事業及び自動車運転 代行業に関する法 令についての知識	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格 基準は、論文式のものにあ っては85パーセント以上、 その他のものにあっては95 パーセント以上の成績であ ること。
	自動車の運転技能 の評価方法に関す る知識	論文式の筆記試験により 行うものとし、その合格基 準は、95パーセント以上の 成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動 車 免 普 車 等、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	教習指導員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験の方法に準じて 行うものとし、その合格基 準は、85パーセント以上の 成績であること。
計及の一種 定第一の教 習に関す る技能	技能教習(自動車 の運転に関する技 能の教習をいう。 以下同じ。)に必 要な教習の技能	実技試験又は面接試験に より行うものとし、その合 格基準は、それぞれ80パー セント以上の成績であるこ と。

	学科教習(自動車 の運転に関する知 識の教習をい う。)に必要な教 習の技能	
大型自動 車 免 等 等、普通 自動車免 許及び特	教則の内容となっ ている事項その他 自動車の運転に関 する知識	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格 基準は、論文式のものにあ っては85パーセント以上、
一定第一種 定第の教 習に関す る知識	一種 自動車教習所に関 その付 ご教 する法令について パープ 関す の知識 るこ	っては88ハーセント以上、 その他のものにあっては95 パーセント以上の成績であ ること。
· «ДУНИВХ	教習指導員として 必要な教育につい ての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動 車第二種 免許等初 技能製する	教習指導員として 必要な自動車の運 転技能	技能試験の方法に準じて 行うものとし、その合格基 準は、85パーセント以上の 成績であること。
技能	技能教習に必要な 教習の技能	実技試験により行うもの とし、その合格基準は、80 パーセント以上の成績であ ること。
大型自動 車第二種 免許等初 技能関 に関 知識	旅客自動車運送事 業及び自動車運転 代行業に関する法 令についての知識	論文式、択一式、補完式 又は正誤式の筆記試験によ り行うものとし、その合格 基準は、論文式のものにあ っては85パーセント以上、 その他のものにあっては95 パーセント以上の成績であ ること。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査(大型自動車免許等23,400円、普通自動 車免許19,500円、特定第一種免許14,700円、大型自動車第 二種免許等21,500円)

イ 教習指導員審査(大型自動車免許等14,550円、普通自動

車免許11,850円、特定第一種免許9,650円、大型自動車第 二種免許等12,450円)

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係(電話番号088-893-1221内線374)に問い合わせること。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第114号

令和5年10月22日執行の高知県議会議員補欠選挙において当選 した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和5年10月24日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

選挙区の名称	住所		氏	名	
須崎市選挙区	高知県須崎市大間東町4番 32号	竹	内	健	造

高知県選挙管理委員会告示第115号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年10月27日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜 その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治 団体)

名称	代表者名	皆の氏	会計員の氏名	責任者 3	主たる事務所の所在地	届出 年月 日
吉田まきお後援会	吉田夫	真希	吉田	利子	土佐清水市天 神町9-9	令 5 · 9 · 7
かさいひで と後援会	笠井	秀人	笠井	優志	南国市前浜 196-2	令 5 · 9 · 15
程岡庸後援会	山下	英	程岡	庸	土佐清水市汐 見町 4 -16	令 5 • 9 • 20

高知県選挙管理委員会告示第116号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月27日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜 政党の支部(国会議員関係政治団体以外の政党の支部)

区分	名称 (代表者の氏 名)	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在地	異動 年月 日
旧	自由民主党高知県支部連合会	異動なし	西内 健	異動なし	令 5 · 9
新	(中谷 元)		明神 健 夫		• 2
旧	自由民主党大月 町支部 (依岡 一生)	山本 恒和	異動なし	幡多郡大 月町柏島 55番地	令 5 • 9 • 2
新		依岡 一生		幡多郡大 月町姫ノ 井1143ー 1	

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治 団体)

区分	名称 (代表者の氏 名)	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在地	異動 年月 日
旧	山本康博後援会 (山本 康博)	異動なし	西留 拓	異動なし	令 5 · 9 · 3
新			近森 久		. 3
新	中山よしゆき後 援会 (中山 義介)	異動なし	異動なし	土佐清水 市加久見 入沢町8 -16 土佐清水 市元町9	令 5 • 9 • 12

					- 1	
旧	片岡ゆうじ後援 会	異動なし	片岡 i	通	異動なし	令 5 · 9
新	(片岡 雄司)			大		• 1

高知県選挙管理委員会告示第117号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月27日

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

政党の支部

名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党高知県須崎市第一支部	西内 健	令5・9・1

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
税理士による福井てる後援 会	平井 雄一	令5·8·18
野村しんさく後援会	池本 寛水	令5·8·1

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和5年10月27日

高知県知事 濵田 省司

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量 高速液体クロマトグラフ質量分析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目 2 番20号

- 3 落札者を決定した日 令和5年9月21日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社環境機器 高知市薊野中町33番57-3号
- 5 落札金額 45,705,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日 令和5年7月4日

4